

島根県エネルギーコスト削減対策緊急支援事業

(飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金)

対象者

◆エネルギー価格高騰の影響を受けている、島根県内に主たる事業者または工場を有し、飲食・商業・サービス業等を現に営む事業者

間接補助対象経費

◆省エネルギー・省電力に資する設備 等の更新、機器等の導入費

間接補助率、間接補助限度額

- ◆間接補助対象経費の1/2以内 (新型コロナウイルス感染症関連融資の残高がある場合は2/3以内)
- ◆間接補助金額 20万円~200万円

主な要件等 ※詳細は事務局 HP に掲載している公募要領をご確認ください

- ◆過去(令和4年度・令和5年度)に「飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト 削減対策緊急支援事業補助金」を受給していないこと
- ◆エネルギーコストを削減するための省エネルギー・省電力に資する設備等の更新、 機器等の導入であること
 - 例)高効率冷蔵冷凍庫、高効率空調設備、LED 照明機器 等

公募期間

◆令和6年10月 1日(火)から10月21日(月)まで ※予算の上限に達し次第、終了となります

公募締切

◆令和6年10月 1日(火)から10月10日(木)まで(7次) 10月11日(金)から10月21日(月)まで(8次)

間接補助対象期間 (事業完了期限)

◆交付決定日から令和6年12月31日(火)まで

お問い合わせ先

島根県エネルギーコスト削減対策緊急支援事業事務局 〒690-0015 島根県松江市上乃木 6-1-21JA しまね中原店2階 電話:050-2030-2706(自動音声ガイダンス付)

E-mail: info@shimane-energycost-sakugentaisaku.com



事務局 HP